



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 4 月 24 日(金)

会社法の中にある分割型分割

会社法では分割型分割は廃止？

会社分割に関する net 情報を見ていると、商法にあった分割型分割は会社法では廃止された、しかし、分社型分割をしてから株式の現物配当をすれば同じ結果になる、との説明が多く見られます。本当にそうなのでしょうか？

旧商法と会社法の連続性

旧商法においても会社法においても、分割型分割・分社型分割という用語は、条文上明示されていません。

旧商法には、分割対価の株式を分割会社に交付する場合と、株主に交付する場合とが、並列で表記されていましたが、会社法では、後者の場合のみの記載になり、その場合外は前者に該当と解釈する構成になっています。そういう違いはあります。

会社計算規則では分割型の規定

会社計算規則は第 2 条において、「分割型吸収分割」「分割型新設分割」という用語を明確に定義しています。制度として存在することを前提にしなければ、定義規定は置けません。さらに計算規則は、第 38 条・第 50 条において「分割型吸収分割」「分割型新設分割」の会計処理規定を置いています。そこでは、会社法第 758 条第 8 号ロ、第 763 条第 12 号ロなどが根拠となって、分割型分

割の処理をする、としています。

会社法の「分割型分割」の規定では

先記した会社法の条文では、会社分割で交付される承継会社の株式を「剰余金配当」とすると規定しています。ここが誤解を生みそうなところですが、ここでの「配当」は、同じ言葉を使ってはいませんが、いわゆる配当ではなく、配当的行為の事務を意味しているだけです。

分社型+現物配当との決定的差異

分社型では、変動するのは、資産と負債のみで、子会社株式に置き替わるだけで、資本の部に変動は起きません。その後、株式の現物配当を実行したとすると、その金額分の利益剰余金の減額がされます。

それに対して、分割型では、資産と負債の移動とともに、資本剰余金・利益剰余金も移動します。さらに、株主の分割元会社についての株式の簿価が、分割割合分減額され、新しく手にすることになる分割承継会社の株式の簿価に移ります。

同じ結果になる別な行為にはなりません。



会社法にない制度に
税法が適格組織再編
なんて、お墨付きを
与えるわけがない。